

●令和6年度福岡市職員(中初級等)採用試験 出題分野・評定基準等

(1)教養試験の出題分野

募集区分	出題分野
全区分	社会・人文・自然に関する一般知識、文章理解(英文を含む。)、判断推理、数的推理、資料解釈

(2)専門試験の出題分野

募 集 区 分			出 題 分 野
中 級	行 政 事 務		政治学・行政学、社会学・社会事情、憲法、行政法、民法、経済学、財政学、国際関係
	学 校 事 務		
初 級	行 政 技 術	土 木	数学・物理・情報、土木構造設計(構造力学・構造設計)、土木基盤力学(水理学・土質力学)、測量、社会基盤工学、土木施工
		建 築	数学・物理・情報、建築構造設計、建築構造、建築計画、建築法規、建築施工
		電 気	数学・物理、電気回路、電気機器・電力技術・電子計測制御、電子技術・電子回路・通信技術・情報
		機 械	数学・物理・情報、機械設計、機械工作、原動機、生産技術、電子機械
保 育 士			社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理・保育内容、子どもの保健

(3)口頭試問の評定基準

募集区分	評定基準
全区分	コミュニケーション力、情緒安定性、協調性・関係構築力、責任感・積極性の観点から評定します。

(4)論文の評定基準

募 集 区 分		評 定 基 準
中 級	行 政 事 務	理解力・問題意識、独自性(自分の考え・意見)、論理性・構成力、表現力の観点から評定します。
	学 校 事 務	

(5)作文の評定基準

募 集 区 分		評 定 基 準
初級	行 政 事 務	理解力、独自性(自分の考え・意見)、論理性・構成力、表現力の観点から評定します。
	学 校 事 務	

(6)消防吏員Bの体力試験の種目及び必要な体力の目安

種 目	内 容	必要な体力の目安	
		男性	女性
握 力	握力計で左右の握力を測定	38kg (左右の平均)	23kg (左右の平均)
上 体 起 こ し	仰向けの姿勢から前方への上体起こし(30秒間)	24回	17回
長 座 体 前 屈	両足をそろえ、膝を伸ばして座った姿勢からの前屈	38cm	38cm
反 復 横 と び	中央のラインから左右のラインへのサイドステップ(20秒間) ※それぞれのラインを通過するごとに1点	47点	39点
20mシャトルラン	往復持久走	62回	32回
立 ち 幅 と び	助走なしで両足同時に踏み切る前方への幅とび	192cm	141cm

(7)消防吏員Bの身体検査の基準

消防吏員Bの身体検査のうち、下記の項目については、基準を満たしていない場合は不合格となります。

項 目	基 準
視 力	矯正視力を含み、両眼で0.7以上、かつ、一眼でそれぞれ0.3以上であること
色彩識別能力	赤色、青色、黄色の識別ができること

(8)保育士の実技試験の評定基準

評 定 基 準
歌唱力、伴奏力、表現力・演奏態度の観点から評定します。

(9)海技の体力検査の種目及び必要な体力の目安

種 目	内 容	必要な体力の目安	
		男性	女性
握 力	握力計で左右の握力を測定	37kg (左右の平均)	22kg (左右の平均)
立 ち 幅 と び	助走なしで両足同時に踏み切る前方への幅とび	179cm	130cm
長 座 体 前 屈	両足をそろえ、膝を伸ばして座った姿勢からの前屈	35cm	35cm

(10)海技の身体検査の基準

海技の身体検査のうち、下記の項目については、基準を満たしていない場合は不合格となります。

項 目	基 準	
	海技(航海)	海技(機関)
視 力	矯正視力を含み、両眼ともに0.5以上であること	矯正視力を含み、両眼で0.4以上であること
色 覚	正常であること	
聴 力	5メートル以上の距離で話声を聴取できること	
疾病及び身体機能の障がいの有無	心臓疾患、視覚機能の障がい、精神の機能の障がい、言語機能の障がい、運動機能の障がいその他の疾病又は身体機能の障がいにより職務に支障をきたさないと認められること	

(11)運輸業務従事者の身体検査の基準

運輸業務従事者の身体検査のうち、下記の項目については、基準を満たしていない場合は不合格となります。

項 目	基 準	
視 機 能	ア 矯正視力を含み、両眼で1.0以上、かつ、一眼でそれぞれ0.7以上であること イ 正常な両眼視機能を有すること ウ 正常な視野を有すること エ 色覚が正常であること	
聴 力	各耳とも5メートル以上の距離でささやく言葉を明らかに聴取できること	
疾病及び身体機能の障がいの有無	心臓疾患、神経及び精神の疾患、眼疾患、運動機能の障がい、言語機能の障がいその他業務に支障を及ぼすと認められる疾病又は身体機能の障がいがないこと	
中 毒	アルコール中毒、麻薬中毒その他業務に支障を及ぼす中毒の症状がないこと	